

茨城工業高等専門学校実験廃液保管庫取扱要領

〔平成7年11月30日
制 定〕

第1 茨城工業高等専門学校廃水管理規則第7条第5号の規定に基づき、実験廃液保管庫（以下「保管庫」という。）の取扱いは次により行う。

第2 廃水管理者は、総務課施設管理係（以下「施設管理係」という。）を指揮して保管庫の取扱いの業務を行うものとする。業務内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 廃液の受入保管
- (2) 廃液の搬出
- (3) その他必要な事項

第3 廃水管理者は、必要に応じて業務の一部を学科及び一般教養部の教員及び技術職員に行わせることができる。

第4 保管庫に廃液を搬入する者は、別表に定める実験廃液管理票（以下「管理票」という。）に記入し、保管庫に搬入するものとする。

第5 施設管理係は、管理票を整理し保存するものとする。

附 則

この要領は、平成7年11月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

No.	実験廃液管理票 (タンク添付用)			
貯留区分 (該当個所を○でチェックする)				
	廃油		特管廃油	有害物質含有廃液 (該当物をチェック) (Cr、Cd、As、Pb、Se)
	有害廃油		水 (有り・無し)	
	廃酸		廃アルカリ	Hg 含有廃液
	特管廃酸		特管アルカリ	CN 含有廃液
				上記以外の金属含有廃液
処理依頼年月日	年 月 日		系 等 名	系・部
排出責任者			実 験 室	室
内 容 成 分 名				

特記事項：				

----- (切取線) -----

No.	実験廃液管理票 (管理保存用)			番号
貯留区分 (該当個所を○でチェックする)				
	廃油		特管廃油	有害物質含有廃液 (該当物をチェック) (Cr、Cd、As、Pb、Se)
	有害廃油		水 (有り・無し)	
	廃酸		廃アルカリ	Hg 含有廃液
	特管廃酸		特管アルカリ	CN 含有廃液
				上記以外の金属含有廃液
処理依頼年月日	年 月 日		系 等 名	系・部
排出責任者	印		実 験 室	室
内 容 成 分 名				

特記事項：				

